農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長野原町

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２ 促進計画の目標

１　長野原南部地域

(1) 現況

本地域は、標高１,０００ｍ前後に位置し広大な土地を活用した大規模な露地栽培による農業や酪農が展開されている。また、夏期冷涼な気候を生かした高原野菜の産地であり、キャベツやレタス、トウモロコシなど多様な農作物が栽培されている。

近年、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式に取り組む農家も増えてきている。八ッ場ダムの上流域に位置することから、水質汚濁対策としても環境負荷の軽減に配慮した農業生産は今後更なる普及が必要となっている。

また、農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号、第３号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の実施と農業生産を維持させることにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２　長野原北部地域

(1) 現況

本地域は、東西を横断するように吾妻川が流れているため、その両岸は急傾斜地が多く比較的小規模な農地が多いが、集落ごとにまとまった農業経営が行われている。

　　　また、農業用水等を利活用した稲作も行われている。

しかし、近年は農業者の高齢化や減少に伴い集落機能が低下し農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号、第２号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動を強化推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３ 法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業

に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|  | 横壁区 | 法第３条第３項第１号、２号に掲げる事業 |
|  | 林区 | 法第３条第３項第１号、２号に掲げる事業 |
|  | 長野原区 | 法第３条第３項第１号、２号に掲げる事業 |
|  | 大津区 | 法第３条第３項第１号、２号に掲げる事業 |
|  | 羽根尾区 | 法第３条第３項第１号、２号に掲げる事業 |
|  | 与喜屋区 | 法第３条第３項第１号、２号に掲げる事業 |
|  | 応桑区 | 法第３条第３項第１号、３号に掲げる事業 |
|  | 北軽井沢区 | 法第３条第３項第１号、３号に掲げる事業 |

４ 法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施

を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５ その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

　法第３条第３項第１号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法３条第３項第２号、第３号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。

　法第３条第３項第２号に係る事業の対象農用地基準については、別紙のとおりとする。